

がんは早期発見すれば90%以上が治ります

胃・前立腺・大腸・乳・子宮頸がん検診を実施

【検診日】 8月23日(木)

【検診場所】 保健センター(市内)

【申込期間】 8月20日(月)まで

検診内容	受付時間	定員	料金
◆ 胃がん *夜9時以降は何も食事をしないでください *多少の水、お茶は飲んでかまいません	午前8時30分～10時	40人	40歳～69歳…500円 40歳未満…1,400円
◆ 前立腺がん *採血による検査です	午前8時30分～10時	50人	40歳～69歳…500円 40歳未満も同額
◆ 大腸がん *申し込まれた方には問診票と容器を送付します *便秘薬を使用されても検診は可能です	午前8時30分～10時30分 午後1時30分～3時	なし	20歳～69歳…200円
◆ 乳がん(マンモグラフィ検査) *マンモグラフィ検査は40歳以上の方が対象です *バスタオルを持参してください	午後1時30分～3時	37人	40歳～69歳…1,500円
◆ 子宮頸がん *子宮入り口部分にできる「子宮頸がん」を採取器具で細胞をこすり取って調べます	午後1時30分～3時	50人	20歳～69歳…500円 20歳未満…1,000円

※ 町が行う各がん検診の受診回数は、1人あたり年1回とさせていただきます。(予約が必要です)
 ※ 胃に病気がある方や、過去に胃の手術を受けた方は、集団検診は控え医療機関でご相談ください。
 ※ 乳がん・子宮頸がん検診は、指定の医療機関でも受診することができます。ぜひご利用ください。
 ※ ペースメーカーなどの人工物が入っている方はマンモグラフィ検査は控えください。

70歳以上の方は
全ての検診が無料

▶詳しくは、保健センター(☎32-3700)までお問い合わせください。

限度額適用認定証・高齢受給者証などの有効期限は7月末まで

国民健康保険と後期高齢者医療制度のお知らせ

◆「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」をお持ちの方へ

町の国民健康保険、もしくは後期高齢者医療制度の対象の方で、世帯全員が住民税非課税である場合、自己負担額が減額される、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付が受けられます。

また、国民健康保険に加入している70歳未満の方、70歳以上の国民健康保険もしくは後期高齢者医療制度の加入者で、3割負担の方は「限度額適用認定証」の交付が受けられます。

現在お持ちの方は、有効期限が7月31日(火)までですので、更新の手続きが必要です。申請される方は、保険証、印鑑、マイナンバーのわかるもの

をご持参のうえ、役場福祉課へお申し出ください。

なお、代理で申請する場合には、代理人の身分証明書(免許証、保険証など)が追加で必要となります。

◆「国民健康保険高齢受給者証」をお持ちの方へ
 町が交付している「国民健康保険高齢受給者証」をお持ちの方に、8月1日から有効の新しい受給者証を7月末に送付します。

平成29年中の所得により、改めて負担割合を判定しています。所得内容によっては、医療費の負担割合が変更となる場合がありますので、ご確認ください。

▶詳しくは、役場福祉課(☎33-0339)までお問い合わせください。

児童扶養手当と特別児童扶養手当について

1 児童扶養手当

児童扶養手当制度とは、父(母)がいない子どもを養育している家庭等を対象とし、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。

※所得制限があり、1月から6月までに請求される場合は前々年の所得、7月から12月までに請求される場合は前年の所得により、その年度(8月から翌年7月まで)の手当が全部支給、一部支給、全部停止の区分が決まります。(表A参照)

◆ 対象者

次の5項目などに該当する、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子ども(一定の障がいがある場合は20歳未満)を扶養している父(母)または養育者。

- ① 父母が婚姻を解消した子ども
- ② 父(母)が死亡した子ども
- ③ 父(母)が重度の障がいの状態(年金の障害等級の1級程度)にある子ども
- ④ 父(母)の生死が明らかでない子ども
- ⑤ 父(母)が、母(父)の申し立てにより保護命令を受けた子ども

◆ 手当の額

《対象児童1人・全部支給の場合》
 月額42,500円
 《対象児童1人・一部支給の場合》
 月額42,490円から10,030円

※2人目は、月額最大10,030円。
 3人目以降は、1人につき最大6,010円

※要件を満たしており、支給されていない方はお問い合わせください。

【表A】 児童扶養手当 所得制限限度額

扶養親族等の数 (税法上の人数)	父または母の所得		配偶者および 扶養義務者の所得
	全部支給	一部支給	
0人	19万円未満	192万円未満	236万円未満
1人	57万円	230万円	274万円
2人	95万円	268万円	312万円
3人以上	1人につき 38万円ずつ加算	1人につき 38万円ずつ加算	1人につき 38万円ずつ加算

※扶養義務者とは、請求者と同居している父母兄弟姉妹などのことです。

2 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当制度とは、心身に障がいのある20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。

◆ 対象者

精神または身体に政令で定める程度(国民年金法1級および2級に相当)の障がいがある20歳未満の児童を養育している父(母)または養育者。

◆ 手当の額

《1級》月額51,700円
 《2級》月額34,430円
 ※要件を満たしており、支給されていない方はお問い合わせください。

● 現況届、所得状況届の提出について

児童扶養手当を受給している方は、「現況届」を8月31日(金)までに、また特別児童扶養手当を受給している方は、「所得状況届」を9月10日(月)までに提出してください。

【表B】 特別児童扶養手当 所得制限限度額

扶養親族等の数 (税法上の人数)	請求者の所得	配偶者および 扶養義務者の所得
0人	459万6千円	628万7千円
1人	497万6千円	653万6千円
2人	535万6千円	674万9千円
3人	573万6千円	696万2千円
4人以上	1人につき 38万円ずつ加算	1人につき 21万3千円ずつ加算

※扶養義務者とは、請求者と同居している父母兄弟姉妹などのことです。

これらの届けは、手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するもので、届けの提出がないと、8月以降の手当の支給ができなくなりますので、ご注意ください。

なお、「現況届」および「所得状況届」は、8月上旬に役場福祉課から送付しますので、必要事項を記入のうえ、福祉課に提出してください。

▼詳しくは、役場福祉課(☎33-0339)までお問い合わせください。